

令和 7 年度

# 業務概要

(令和 6 年度事業実施状況)



山梨県立富士ふれあいセンター

# 目 次

1 センターの概要 .....	1
(1) 設置目的 .....	1
(2) 建設の経緯 .....	1
(3) 施設の概要 .....	2
(4) 組織と業務内容 .....	4
2 管内の状況 .....	5
(1) 管内の概要 .....	5
(2) 管内の人口・世帯数 .....	6
(3) 身体障害者手帳交付状況 .....	7
(4) 療育手帳交付状況 .....	8
(5) 精神障害者保健福祉手帳交付状況 .....	8
3 業務の概況 .....	9
(1) 相談 .....	9
(2) 障害児（者）地域療育等支援事業 .....	10
(3) 地域交流事業 .....	12
(4) 社会福祉研修事業 .....	15
(5) 展示・貸出事業 .....	18
(6) 令和6年度利用状況 .....	19
山梨県立富士ふれあいセンター設置及び管理条例 .....	20
山梨県立富士ふれあいセンター設置及び管理条例施行規則 .....	22

# 1 センターの概要

## (1) 設置目的

富士ふれあいセンターは、富士・東部地域の障害児(者)の自立と社会参加を積極的に推進し、ノーマライゼーションの理念に基づいた地域社会の構築を目指す『富士ふれあいの村構想』により、障害者支援施設「はまなし寮」及び「ふじざくら支援学校」と一体的に整備されました。

当センターは、その構想の中核施設として、地域の医療、福祉、保健等関係機関と密接な連携を図る中で、当地域の障害児(者)の自立と社会参加を積極的に推進することを目的に、障害者福祉相談、各種研修・講座の実施等、専門的福祉サービスを提供しています。

## (2) 建設の経緯

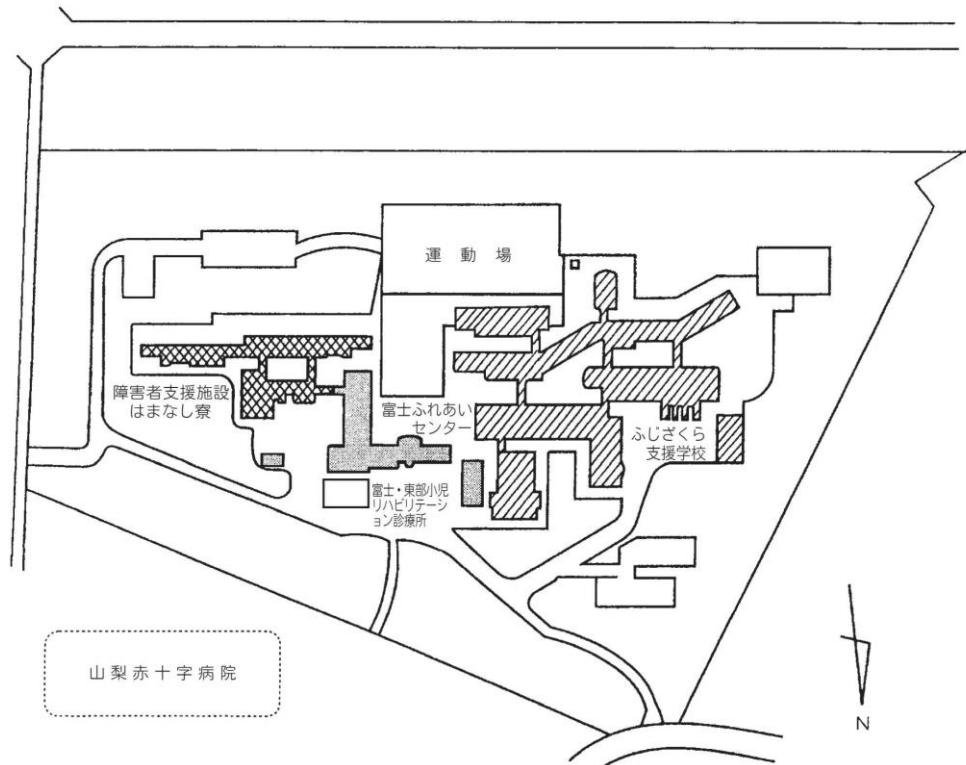
富士ふれあいセンターを含む「富士ふれあいの村」の開設までの経緯は次のとおりです。

- ① 平成3年2月議会において、「富士北麓・東部地域に、心身の不自由な方々の在宅福祉を支え、地域における福祉推進の拠点となる福祉施設の整備を推進する。」旨を知事が表明
- ② 平成3年6月補正で、基本構想策定のための福祉ニーズ、障害者の実態、社会福祉資源等についての基本調査費を予算計上
- ③ ②を受け、基本調査を(社)日本病院建築協会に委託するとともに、庁内関係各課による検討委員会を設置し、基本構想を検討(5回開催)
- ④ 平成4年度、基本調査結果を踏まえ基本構想の策定を委託
- ⑤ 平成5年度、庁内検討委員会の設置(検討3回)、併せて庁外検討委員会を設置(検討4回)する中で基本コンセプト、拠点施設の機能、入所施設の必要性・種別、地域・既存施設等との連携、既存医療機関等との連携の必要性、建築場所の選定条件等について検討し、方向を明示
- ⑥ 平成6年2月議会において、建設地は「山梨赤十字病院の南側に隣接した県有地」とする旨を知事が表明
- ⑦ 平成6年度当初予算に基本実施設計委託料、地質調査委託料を計上  
※ 平成6年7月より、環境影響調査、周囲測量、地質調査を実施
- ⑧ 平成7年3月16日 起工式
- ⑨ 平成8年3月 竣工
- ⑩ 平成8年4月 開館(富士ふれあいセンター、はまなし寮、ふじざくら支援学校)

### (3) 施設の概要

#### ① 富士ふれあいの村

- 所 在 地 南都留郡富士河口湖町船津 6663-1
- 敷 地 面 積 119,000 m<sup>2</sup>
- 施 設 名
  - ・山梨県立富士ふれあいセンター
  - ・山梨県立ふじざくら支援学校
  - ・(福)山梨県社会福祉事業団 障害者支援施設 はまなし寮 (H17.4.1 から上記事業団へ移管)
  - ・富士・東部小児リハビリテーション診療所 (H27.4.2 開設)



#### ② 富士ふれあいセンター

- 規 模 鉄筋コンクリート造平屋建  
延べ床面積 1,398.46 m<sup>2</sup> 建築面積 1,666.07 m<sup>2</sup>
- 総 工 事 費 5億972万7千円
- 施 工 期 間 平成7年3月～平成8年3月
- 開 館 平成8年4月1日

○ 施設内容

施設名	床面積	設備内容(用途)
展示室	90 m <sup>2</sup>	管内福祉施設に関する資料の掲示等
図書室	63 m <sup>2</sup>	点字図書・大活字本・字幕入りビデオテープ・カセットブック・一般図書の貸出し
研修室	90 m <sup>2</sup>	机使用30～100人分、イスのみ120人分 (一体使用が可能)
第1実習室	54 m <sup>2</sup>	上下可動型台所装置2台、電磁調理器、オーブンレンジ、炊飯器等の調理用器具 電気陶芸窯、ろくろ等の陶芸用具 卓上織物機、革細工用具 昇降テーブル4台
第2実習室	54 m <sup>2</sup>	畳部分10畳(茶室兼用)、座卓、水屋、茶道具 昇降テーブル1台
機能訓練室	75 m <sup>2</sup>	
更衣室	12.5 m <sup>2</sup>	ロッカー
医務室	15 m <sup>2</sup>	
相談室	19.8 m <sup>2</sup>	(相談・検査)
所長室	19.8 m <sup>2</sup>	
事務室	48 m <sup>2</sup>	一般事務(相談・判定受付、施設利用受付)

※ 太線内は、利用可能(貸出)施設です。

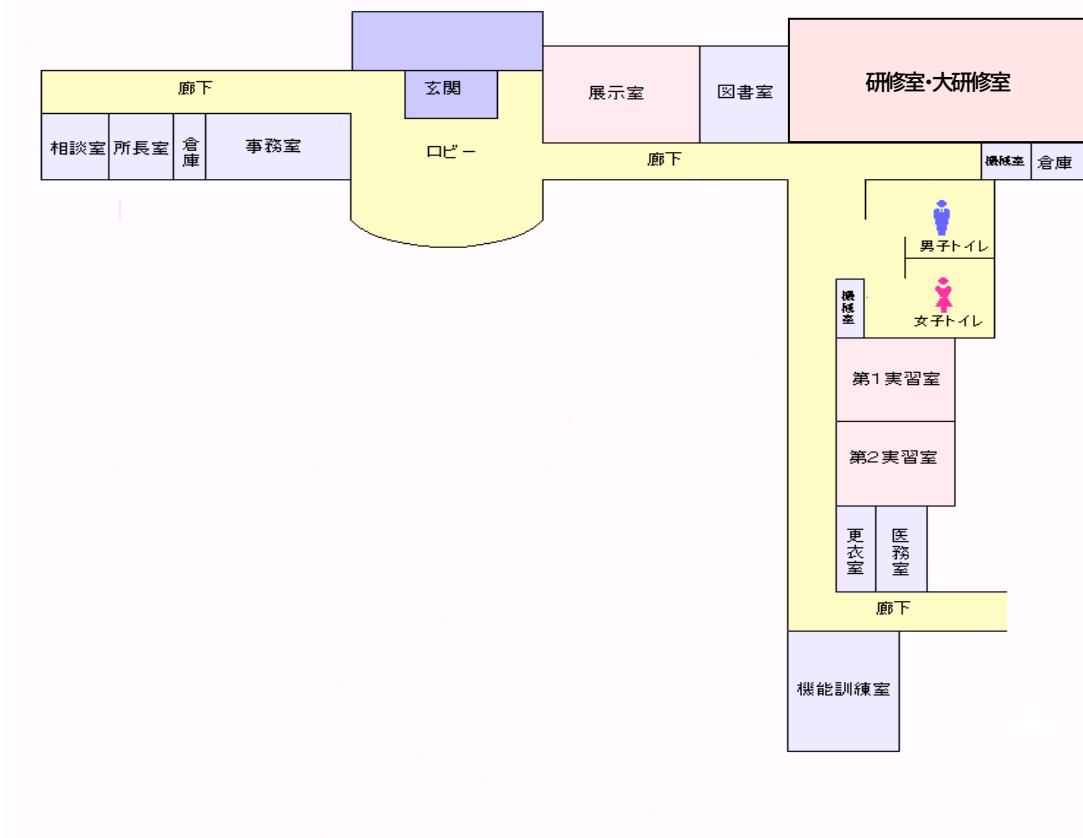


(第1実習室)

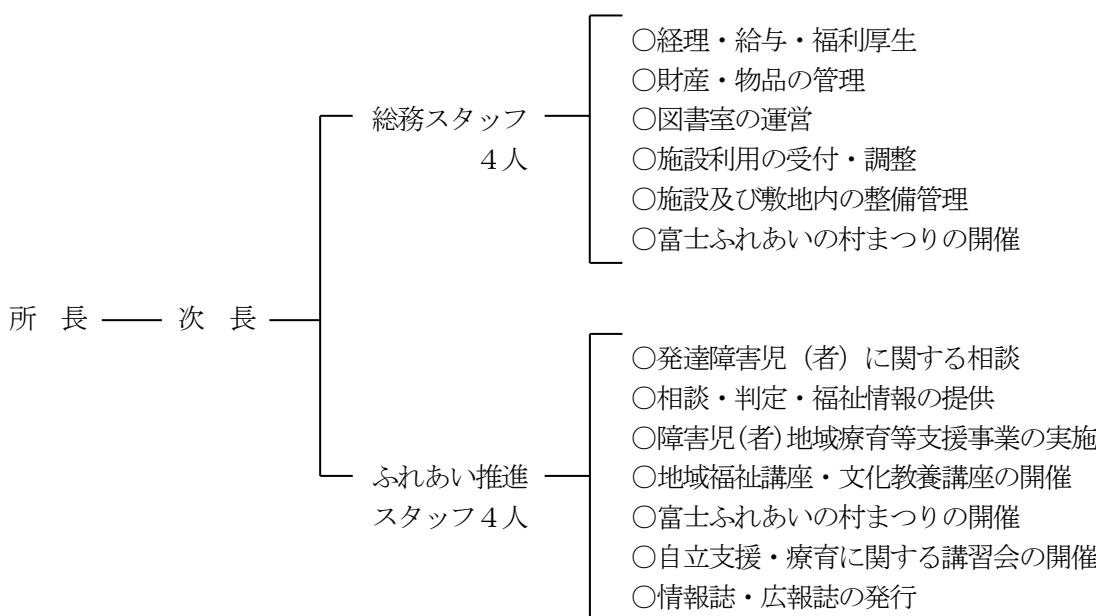


(第2実習室)

③ 富士ふれあいセンター施設平面図



(4) 組織と業務内容



## 2 管 内 の 状 況

### (1) 管内の概要

当センターは、富士・東部地域 12 市町村（富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、南都留郡 2 町 4 村、北都留郡 2 村）を管内としています。

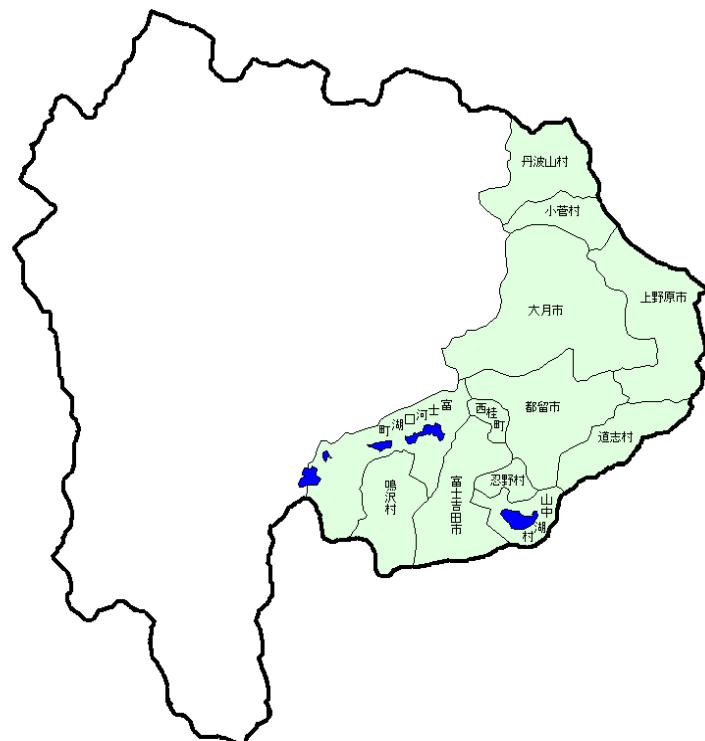
管内の総面積は、1,309.25 km<sup>2</sup>で全県の 29.32%を占め、世帯数は 72,949 世帯で 20.81%、人口は、164,559 人で 20.98%を占めています。（令和 7 年 4 月 1 日現在）

当管内は富士北麓地域と東部地域の二つの地域からなり、富士北麓地域は、県の南東部に位置し、周囲に富士山を始めとした山塊に囲まれ、神奈川県・静岡県に接した地域で、東富士五湖道路、国道 138 号、139 号など静岡県に連絡する幹線を有し、富士急行線、中央自動車道富士吉田線などの交通網も整備されています。また、当地域は、世界文化遺産である富士山や富士五湖に代表される日本有数の観光地であり、毎年多くの観光客が訪れます。

東部地域は、県の東部に位置し、海拔 200m 未満の河谷から 2,000m に達する高山をもつ山間地帯に広がっており、東京都・神奈川県・埼玉県に接した地域で、JR 中央線、中央自動車道、国道 20 号、139 号により東京圏へ連絡しています。当地域は東京圏への就業者が多く、山間部においては、若年層の流出により、高齢化とともに過疎化も進んでいる地域です。

管内の身体障害者手帳交付者数は 6,469 人、療育手帳交付者数は 1,579 人、精神障害者保健福祉手帳交付者数は 1,660 人です。（令和 7 年 3 月 31 日現在）

管内人口に対する各手帳の交付率は、身体障害者手帳の場合 3.93%（県 3.10%）、療育手帳の場合 0.96%（県 0.94%）、精神障害者保健福祉手帳の場合 1.01%（県 1.22%）となっています。



## (2) 管内の人団・世帯数

(令和7年4月1日現在)

市町村名	面 積	世 帯		人 口			
		世帯数	対前年 増減率 (%)	男	女	総 数	対前年 増減率 (%)
富士吉田市	121.74	19,208	1.2	21,536	22,765	44,301	△ 1.0
都留市	161.63	14,015	0.7	14,045	15,131	29,176	△ 1.0
大月市	280.25	9,132	△ 0.1	9,978	10,391	20,369	△ 2.0
上野原市	170.57	9,399	△ 0.1	10,504	10,498	21,002	△ 2.1
道志村	79.68	611	△ 0.3	727	737	1,464	△ 1.6
西桂町	15.22	1,475	△ 0.7	1,759	1,893	3,652	△ 3.2
忍野村	25.05	3,603	1.1	5,043	4,121	9,164	△ 0.2
山中湖村	53.05	2,189	1.5	2,545	2,625	5,170	0.5
鳴沢村	89.58	1,096	0.3	1,359	1,395	2,754	△ 0.6
富士河口湖町	158.40	11,637	1.2	13,074	13,365	26,439	0.4
小菅村	52.78	318	△ 0.9	307	286	593	0.0
丹波山村	101.30	266	△ 2.6	259	216	475	△ 2.5
管内計	1,309.25	72,949	0.7	81,136	83,423	164,559	△ 1.0
山梨県	4,465.27	350,606	0.7	385,699	398,798	784,497	△ 0.7
割合	29.32	20.81				20.98	

(面積は2025年まなし 県のあらまし、人団・世帯は山梨県常住人口調査結果報告による)

### (3) 身体障害者手帳交付状況

(令和7年3月31日現在)

市町村名	障害区分	視覚	聴覚	平衡	音声・ 言語・ ぞしゃく	肢体	心臓	腎臓	呼吸器	膀胱・直腸	小腸	肝臓	合計	合計 人口
富士吉田市	134	119	1	22	848	275	189	46	97	0	4	1,735	3,92	
都留市	87	99	2	15	436	205	110	25	44	0	4	1,027	3,52	
大月市	71	137	1	9	446	231	89	14	63	1	3	1,065	5,23	
上野原市	55	179	2	8	390	134	83	10	42	1	1	905	4,31	
道志村	9	3	0	1	30	8	8	1	0	0	0	60	4,10	
西桂町	14	10	0	1	62	35	20	4	7	0	0	153	4,19	
忍野村	28	17	1	2	116	37	27	5	10	0	1	244	2,66	
山中湖村	12	14	0	2	107	39	28	5	11	0	1	219	4,24	
鳴沢村	6	10	0	1	53	22	8	2	4	0	1	107	3,89	
富士河口湖町	68	84	2	18	399	150	89	20	55	0	5	890	3,37	
小菅村	3	2	0	1	15	6	3	0	1	0	0	31	5,23	
丹波山村	1	2	0	2	12	6	4	1	5	0	0	33	6,95	
管内計	488	676	9	82	2,914	1,148	658	133	339	2	20	6,469	3,93	
山梨県	1,744	2,451	22	294	11,286	4,700	2,094	534	1,093	11	75	24,304	3,10	

(単位：人)

※ 免疫機能障害については、加味していません。

※ 人口は、令和7年4月1日現在の山梨県常住人口調査結果報告による。

#### (4) 療育手帳交付状況

(令和7年3月31日現在)

区分 市町村	障害程度別						年齢別		合計 人口
	A-1	A-2a	A-2b	A-3	B-1	B-2	18歳未満	18歳以上	
富士吉田市	44	40	108	8	121	117	90	348	438 0.99
都留市	19	22	51	4	70	93	36	223	259 0.89
大月市	18	29	54	5	61	79	33	213	246 1.21
上野原市	21	30	32	5	48	67	28	175	203 0.97
道志村	0	0	5	0	5	3	4	9	13 0.89
西桂町	3	5	9	1	17	11	10	36	46 1.26
忍野村	4	6	9	1	17	24	19	42	61 0.67
山中湖村	5	5	10	1	6	9	5	31	36 0.70
鳴沢村	1	2	6	0	7	5	3	18	21 0.76
富士河口湖町	20	33	58	5	48	78	70	172	242 0.92
小菅村	2	0	2	0	3	0		7	7 1.18
丹波山村	0	3	0	0	1	3		7	7 1.47
管内計	137	175	344	30	404	489	298	1,281	1,579 0.96
山梨県	549	849	1394	118	1849	2603	1,604	5,758	7,362 0.94

(単位：人)

※ 人口は、令和7年4月1日現在の山梨県常住人口調査結果報告による。

#### (5) 精神障害者保健福祉手帳交付状況

(令和7年3月31日現在)

市町村	手帳数	手帳数 人口
富士吉田市	464	1.05
都留市	284	0.97
大月市	244	1.20
上野原市	246	1.17
道志村	11	0.75
西桂町	35	0.96
忍野村	48	0.52
山中湖村	30	0.58
鳴沢村	40	1.45
富士河口湖町	248	0.94
小菅村	6	1.01
丹波山村	4	0.84
管内計	1,660	1.01
山梨県	9,572	1.22

※ 人口は、令和7年4月1日現在の山梨県常住人口調査結果報告による。

### 3 業 務 の 概 況

#### (1) 相 談

##### ①障害福祉相談

専門スタッフ（ソーシャルワーカー、心理士）が、富士・東部地域を対象として、障害児（者）、家族、関係者等の各種相談に応じます。

##### ＜障害福祉相談件数＞

来 所	電 話	その他の（訪問等）	合 計
199	47	12	258 (件)

※障害児（者）地域療育等支援事業にかかる相談は除く。

##### ②ことばの発達相談

言語について問題を抱えている児者とその家族に対して専門家による相談や指導を行い、家庭での働きかけ方等を助言するなど、日常生活の向上を援助します。

##### ＜ことばの発達相談件数＞

開催回数（延べ）	44
相談件数（延べ）	194 (件)

##### ③相談・判定（障害者相談所兼務）

主として富士・東部地域の身体障害者（18歳以上）の補装具及び知的障害者（18歳以上）の療育手帳の相談・判定を、障害者相談所の兼務である福祉職員と心理判定員が行います。また、富士ふれあいセンター内だけでなく、管内各地への巡回による判定も行います。

##### ＜身体障害者関係＞

###### （相談内容）

	来 所	巡 回	計
補 装 具	38	7	45 (件)

###### （判定内容）

	来 所	巡 回	計
補 装 具	38	7	45 (件)

##### ＜知的障害者関係＞

###### （相談内容）

	来 所	巡 回	計
療育手帳	79	10	89 (件)

###### （判定内容）

	来 所	巡 回	計
医学判定	5	0	5
心理判定	79	10	89
合 計	84	10	94 (件)

## (2) 障害児（者）地域療育等支援事業

### ア 目的

在宅の障害児（者）の地域生活を支えるため、療育、相談、福祉に関する啓発等を実施するとともに、地域での療育、支援体制を整備し、福祉の向上を図ることを目的とします。

### イ 対象

在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児（者）、発達障害児（者）とその家族、福祉施設（保育所、障害児施設）等の職員、関係者

### ウ 実施主体及び地域

実施主体・・・富士ふれあいセンター（事業の承認 平成10年10月1日）

地域・・・富士北麓地域（1市2町4村）

### エ 事業内容

#### （ア）在宅支援訪問療育等指導事業

##### a 巡回相談

相談指導班（福祉専門職、理学療法士、言語聴覚士、作業療法士等）を配置し、相談・指導を希望する在宅障害児（者）の家庭に随時訪問させ、又は、地域を巡回して各種相談・指導を行います。

##### b 訪問健康診査

医療機関等における健康診査を受けることが困難な知的障害児（者）等の家庭を、医師・保健師等が訪問し健康診査や各種相談を行います。

#### （イ）在宅支援外来療育等指導事業

障害児（者）及び保護者に対し、外来の方法で、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等専門家による各種相談・指導を行います。

#### （ウ）施設支援一般指導事業

障害児通所支援事業や障害児保育及び、障害児教育等を行う保育所・学校・福祉施設等の職員に療育に関する技術指導を行います。

##### a 研修会の実施 年2回

##### b 訪問指導 隨時

#### （エ）地域療育連携事業

##### a 相談支援事業

当センターに在宅福祉を担当する職員（コーディネーター）を配置し、在宅障害児（者）とその家族に対して家庭訪問や面接、電話等による各種相談に応じます。

市町村の行う相談支援事業の中でも広域的な課題、困難事例等については、共働して対応します。

b ボランティア育成

学生をはじめ一般の方を対象に、障害及び障害児（者）の理解を深め、ボランティアへの意識や関心を高め、障害児（者）の地域生活を支援するボランティアの養成を図ることを目的として、講習会等の企画、運営を行います。

c 地域啓発活動

障害福祉関係者をはじめ一般の方を対象に、障害及び障害児（者）の理解を深め、障害児（者）が住みやすい社会を作ることを目的として、障害福祉等に関する研修等を実施します。

d 地域障害者自立支援協議会の支援

富士北麓圏域障害者自立支援協議会（6市町村）をはじめ、管内の地域障害者自立支援協議会へ参画し、保護者、施設事業所及び市町村行政等関係機関と連携して、障害福祉の課題について検討し、解決に向けて取り組みます。

令和6年度障害児（者）地域療育等支援事業実施状況

項目			日・回数	人数	合計
在宅支援訪問療育等指導事業	巡回相談		7日 (回)	17人	7日 17人
	訪問健康診査		0日	0人	
在宅支援外来療育等指導事業	理学療法関連相談		0日	0人	3日 3人
	作業療法関連相談		3日	3人	
	言語療法関連相談		0日	0人	
施設支援一般指導事業	研修会	施設支援一般指導事業療育関係者研修会	2回	108人	14回 192人
	施設等訪問指導	保育園、施設等訪問指導	12回	84人	
地域生活支援事業	相談援助事業	電話相談	48回	(48人)	177回 179人
		来所相談	111回	(28人)	
		家庭訪問等	12回	(12人)	
	ボランティア育成		3回	41人	
	地域啓発活動	地域啓発活動	3回	50人	
		情報誌の発行 「ふれあいだより」	0回		
合 計					391人

※ ( ) 内は実人数

### (3) 地域交流事業

#### ① 文化教養講座

障害者の自立や生活の質の向上・地域交流などの場として、教室を開催します。各教室ともそれぞれの参加者に合わせた方法で工夫しながら行います。

教室名	対象者	期間	回数	受講者	内 容
陶芸教室	障害者及び 介護者 一般(若干名)	6/21 ～2/28	10回	82人	お皿やカップなど実用的なもの・季節を感じる小物などを作陶する中で、陶芸の技法を楽しみながら学んだ。
絵てがみ教室	障害者及び 介護者 一般(若干名)	6/12 ～2/26	8回	95人	基本の筆の持ち方・動かし方を意識しながら、お正月、節分などの季節感のある題材や花等をハガキや和紙の巻き紙などに描いて学んだ。
デコクレイクラフト教室	障害者及び 介護者 一般(若干名)	6/4 ～11/19	6回	84人	紙粘土を使い小物入れや鉢カバーなどの個性あふれる作品を作製した。
書道教室	障害者及び 介護者 一般(若干名)	1/20 ～2/10	3回	29人	書道に関する文字体の種類、筆の持ち方などの講義を受けた後に語句集から選んだ一字語、二字語を色紙大の半紙に練習した後に色紙に清書し色紙額に納めて完成となった
グラフト体験教室	障害者及び 介護者 一般(若干名)	12/6	1回	18人	赤いリボンの付いた籠に造花のスターチス、ポインセチア、松ぼっくりなどの題材を差し込み、クリスマスアレンジメントを作り、最後にセロハンの袋で包み込み完成となった。
夏期文化教室	障害者及び 介護者 一般(若干名)	8/2	1回	11人	ヒマワリ、アジサイ、アイディなどの造花でヒマワリのコサージュの制作しセロハンの袋にきれいに袋詰めして完成となった
フラワーアレンジメント教室	障害者及び 介護者 一般(若干名)	11/12	1回	18人	コットンの実、ヒムロスギのブルーアイス、バラの実、ココヤシファイバー、アンバーバームなどをハサミで切り取るなどして差し込み、最後に金のボールとリースの中央に金色の飾りを取り付けてクリスマスアレンジメントを作製した
合 計		30回	337人		

②文化教養講座における手話通訳者派遣回数

デコクレイクラフト教室	2回
フリーアレンジメント教室	1回
クラフト体験教室	1回
絵手紙教室	2回
陶芸教室	2回
	計 8回

③ 富士ふれあいの村まつり

地域交流事業の大きな核として位置づけ、富士・東部地域の障害児(者)の方と地域住民の方が集い、ふれあう場として開催します。

令和6年度は、晴天にも恵まれ、コロナ禍前と同様、富士ふれあいの村グランドを使用して開催いたしました。

事 業 名	開 催 日	参 加 者	内 容
第26回 富士ふれあいの村まつり	令和6年 9月 14 日 (土)	約1,500 人	演技・演奏、模擬店、フリー マーケット、抽選会



ゲストの演奏に合わせ、みんな自然にダンスします！！

③ 富士ふれあいの村だより

令和6年度富士ふれあいの村だよりの発行状況（令和7年3月）

	内 容	執 筆 者
第28号	<p>① 知恵を出し合いながら行った 「開設準備mini訓練」</p> <p>② はまなし寮</p> <p>③ ふじざくら支援学校「地域で生きる力を育むために」</p> <p>④ 「富士・東部圏域にお住まいの医療的ケア児(者)等への支援について」</p> <p>⑤ 医療的ケア児もご家庭もそれぞれの自立をめざし</p> <p>⑥ 富士北麓障害者基幹相談支援センターふじのわ</p> <p>⑦ 「第26回富士ふれあいの村まつり」を開催！！</p> <p>⑧ 県障害者文化展出品作品の紹介</p>	<p>①富士ふれあいセンター 所長 後藤和博</p> <p>②はまなし寮寮長 田口芳樹</p> <p>③ふじざくら支援学校 校長 金丸実奈江</p> <p>④障害福祉課 課長 廣瀬 充</p> <p>⑤富士・東部医療的ケア支援センター センター長 太田正法</p> <p>コーディネーター・看護師 佐藤まゆ</p> <p>⑥富士北麓障害者基幹相談支援センター センター長 川野竜洋</p> <p>⑦ふじざくら支援学校 中学部3年 難波翔太</p>

#### (4) 社会福祉研修事業

##### ① 地域福祉講座

障害者の理解を深め、障害者が住みやすい社会を作ることを目的とし、福祉に関わる身近な問題を取りあげ、講師を招き、学習や問題提起の場として開催します。

講 座 名	開 催 日	受講者	内 容
子どもの気になる行動とかかわり ～乳幼児期の子どもに焦点をあてて～ <講師> 心理臨床オフィス・ルーエ 志村 いづみ氏	令和6年 6月 28日 (金) 13:30～15:30		市町村職員、福祉関係者、障害者とその家族等の様々な方を対象とした講演会
子どもの気になる行動とかかわり ～具体的な例から学ぶ～ <講師> 心理臨床オフィス・ルーエ 志村 いづみ氏	令和6年 11月 29日 (金) 13:30～15:30	計 67 人	

##### ② 点訳・手話講習会

各種障害に対する正しい知識を養うことと、障害のある方の自立と社会参加を促進するため、点訳講習会及び手話講習会を開催します。

講 座 名	開 催 日	開催回数 (延べ)	受講者 (延べ)	内 容
「手話入門講習会」 <講師> ・山梨県聴覚障害者協会 ろう講師 関根 ふじゑ 氏 ・山梨県聴覚障害者協会 手話通訳者 塚田 なおか 氏	令和6年 6月 24日 (月) 7月 1日 (月) 7月 8日 (月)	3回	3 4 人 (延べ)	聴覚に障害のある方について理解し、手話への興味関心を深め、初步的な手話を学習しました
「初級点訳講習会」 <講師> ・青い鳥奉仕団 点訳奉仕員 松浦 敬子 氏	参加希望者がなく 開催中止	—	—	視覚に障害のある方、点字について理解し、点訳方法を学習

### ③ レクリエーション講習会

障害児（者）の自立と社会参加を促進する社会福祉研修事業の一環として、障害児（者）の身体的・精神的な負担の軽減を図るとともに、併せて、障害児（者）が持っている力を最大限に発揮させ、発達の援助を促す様々なレクリエーション活動に理解を深めていただくため開催します。

講 座 名	開 催 日	受講者	内 容
レクリエーション講習会Ⅰ  ＜講師＞ ・ミュージックケアワーカー 名取 晃一 氏	令和6年 10月21日（月）	親子2組 5名 (延べ)	講師がキーボードで演奏してくれる楽しい愉快なテンポのある音楽に合わせて、ボール、鈴、太鼓、ウインドタッチなどを使って走ったり、鳴らしたり、合奏したりして楽しんだ。
レクリエーション講習会Ⅱ  ＜講師＞ ・ミュージックケアワーカー 名取 晃一 氏	令和7年 3月14日（金）	親子2組 4名 (延べ)	講師がキーボードで演奏してくれる楽しい愉快なテンポのある音楽に合わせて、ボール、鈴、太鼓、ウインドタッチなどを使って走ったり、鳴らしたり、合奏したりして楽しんだ。

#### ④ 自立支援・療育研修会

障害児（者）が自立した生活を送れるよう、社会生活を営む上での技能を身につけるための講習会を行います。また、障害児（者）及び発達の気になる子どもの保護者や関係者が適切な関わり方を学ぶための講習会を行います。

開催日時	受講者	講師・内容
令和6年8月29日（水） 15:00～17:00	1名	「発達障がいのある人の思春期と将来の社会参加にむけて」 講師：臨床心理士 長田 暁子 氏
令和6年 7月31日（水） 10月17日（木） 令和7年 1月23日（木） 15:30～17:00	9名 (各回3名)	「小学生発達療育保護者セミナー」 講師：臨床心理士 長田 暁子氏（令和6年7月31日） 富士ふれあいセンター ふれあい推進スタッフ (令和6年10月17日、令和7年1月23日)
令和6年 7月31日（水） 10月17日（木） 令和7年 1月23日（木） 15:30～17:00	9名 (各回3名)	「小学生発達療育グループ活動」 講師：臨床心理士 遠藤 由紀子 氏

## (5) 展示・貸出事業

### ① 図書貸出し

図書室では、一般図書の他、視聴覚障害者のための朗読カセット、大活字本、点字本、聴覚障害者向けの字幕入りビデオの閲覧、貸出しを行います。

蔵書等の数

〈 一 般 図 書 〉	1,493 冊
〈 点 字 本 〉	170 冊
〈 大 活 字 本 〉	42 冊
〈朗読カセットテープ〉	65 卷
〈字幕入りビデオ・DVD〉	734 卷



図 書 室

### ② 管内福祉施設の生産物等の展示

展示室では、管内福祉施設の生産物等を常時展示しており、来所者、相談者、視察者の方々等、どなたでも自由に見学していただいています。

## (6) 令和6年度利用状況

(単位：人)

	肢体	視覚	聴言	内部	知的	発達	精神	重複	その他	小計	家族等	関係者一般等	小計	計	
障害福祉相談					0	109		24	125	258	182	85	267	525	
ことばの発達相談	0	0	0	0	44	12	0	4	134	194	245	6	251	445	
相談・判定	45				185					230			0	230	
地域療育等支援事業	1	0	3	0	3	84	0	5	137	233	14	230	244	477	
文化教養講座	48	0	19	0	118	0	35	5	2	227	98	12	110	337	
社会福祉研修事業	1					9				6	16	15	101	116	132
社会福祉研修事業のうち 地域福祉講座										0			67	67	67
社会福祉研修事業のうち 点訳・手話講習会・レクリエーション講習会	1	0	0	0	0	0	0	0	3	4	5	34	39	43	
社会福祉研修事業のうち 自立支援・療育研修会		0	0	0	0	9	0	0	3	12	10		10	22	
図書貸出事業										0			0	0	
ビデオ貸出事業										0			0	0	
研修室	59	1			147			2		209			620	620	829
第一実習室					24		24			48		51	51	99	
第二実習室										0		50	50	50	
施設見学										0		24	24	24	
計	154	1	22	0	521	214	59	40	404	1,415	554	1,179	1,733	3,148	
富士ふれあいの村まつり														1,500	
合計														4,648	

※「相談・判定事業」は、家族等のカウントはしていない。

※「富士ふれあいの村まつり」は、障害者と一般を合計した数。

# 山梨県立富士ふれあいセンター設置及び管理条例

(平成7年条例第47号)

## (設置)

第1条 障害者と地域住民との交流の場を提供するとともに、障害者の福祉の向上のための相談、福祉に関する情報の提供等を行い、もって障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、富士ふれあいセンターを設置する。

## (名称及び位置)

第2条 富士ふれあいセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 山梨県立富士ふれあいセンター

位置 南都留郡富士河口湖町

## (事業)

第3条 山梨県立富士ふれあいセンター(以下「センター」という。)は、次に掲げる事業を行う。

- 一 障害者の福祉の向上のための相談を行うこと。
- 二 障害者の福祉に関する情報の提供、福祉機器の展示及び図書等の貸出しを行うこと。
- 三 障害者の活動を支援する人材を養成するための研修等の開催に関すること。
- 四 前各号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な事業

## (職員)

第4条 センターに、所長その他の職員を置く。

## (利用の許可等)

第5条 センターの研修室又は実習室を利用しようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならぬ。

2 知事は、センターの研修室又は実習室の利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(第7条第4号において単に「暴力団」という。)の利益となると認められるときは、前項の許可をしないことができる。

## (休館日)

第6条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

- 一 日曜日及び土曜日
  - 二 国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
  - 三 12月29日から翌年1月3日まで
  - 四 その他知事が必要と認める日
- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、特に必要があると認めるときは、同項の休館日を変更することができる。

(利用の制限)

第7条 知事は、センターを利用する者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限することができる。

- 一 秩序を乱すおそれがあるとき。
- 二 施設又は設備器具を損傷するおそれがあるとき。
- 三 前2号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。
- 四 その利用が暴力団の利益となると認められるとき(センターの研修室又は実習室の利用に係るものに限る。)。

(警察本部長への情報提供依頼)

第8条 知事は、次に掲げる場合においては、第5条第1項の許可を受けようとする者又は受けた者(当該者が法人である場合には、その役員。次条において同じ。)に関し、山梨県暴力団排除条例(平成22年山梨県条例第35号)第2条第3号に規定する暴力団員等(次条において単に「暴力団員等」という。)であるか否かについて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができる。

- 一 第5条第1項の許可をしようとする場合
- 二 前条の規定による第5条第1項の許可の取消し又は利用の停止若しくは制限をしようとする場合

(知事への情報提供)

第9条 警察本部長は、前条の規定により情報の提供を求められた場合のほか、その保有する情報により第5条第1項の許可を受けようとする者又は受けた者が暴力団員等であると認める場合においては、知事に対し、その情報を提供することができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年条例第38号)

この条例は、平成15年11月15日から施行する。

附 則(平成24年条例第26号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(山梨県立富士ふれあいセンター設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

25 第24条の規定による改正後の山梨県立富士ふれあいセンター設置及び管理条例第5条第2項の規定は、施行日以後に行われる同条第1項の許可の申請について適用し、施行日前に行われた第24条の規定による改正前の山梨県立富士ふれあいセンター設置及び管理条例第5条の許可の申請については、なお従前の例による。

附 則(平成26年条例第79号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

# 山梨県立富士ふれあいセンター設置及び管理条例施行規則

(平成7年山梨県規則第74号)

## (趣旨)

第1条 この規則は、山梨県立富士ふれあいセンター設置及び管理条例(平成7年山梨県条例第47号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (利用の許可)

第2条 条例第5条第1項の規定により山梨県立富士ふれあいセンターの研修室又は実習室の利用の許可を受けようとする者は、山梨県立富士ふれあいセンター利用許可申請書(第1号様式)を知事に提出しなければならない。

## (利用内容の変更等)

第3条 条例第5条第1項の規定により山梨県立富士ふれあいセンターの研修室又は実習室の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その利用の内容を変更しようとするときは、あらかじめ山梨県立富士ふれあいセンター利用変更承認申請書(第2号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 利用者は、利用の取消しをしようとするときは、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。

## (利用時間)

第4条 山梨県立富士ふれあいセンターの利用時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の利用時間を変更することができる。

## 附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

### 附 則(平成11年規則第50号)

この規則は、公布の日から施行する。

### 附 則(平成24年規則第29号)抄

## (施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(山梨県立富士ふれあいセンター設置及び管理条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

9 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の山梨県立富士ふれあいセンター設置及び管理条例施行規則第1号様式による山梨県立富士ふれあいセンター利用許可申請書は、この規則による改正後の山梨県立富士ふれあいセンター設置及び管理条例施行規則第1号様式による山梨県立富士ふれあいセンター利用許可申請書とみなす。

## 第1号様式(第2条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住所

ふりがな

氏名

印

生年月日

年 月

日

(団体にあっては、主たる事務所の  
所在地及び名称並びに代表者の氏名  
及び生年月日)

## 山梨県立富士ふれあいセンター利用許可申請書

次のとおり山梨県立富士ふれあいセンターを利用したいので、山梨県立富士ふれあいセンター設置及び管理条例第5条第1項の規定により許可を申請します。

利用施設 及び日時	研修室	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
	第1実習室	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
	第2実習室	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
	相談室	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
	展示室	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
	図書室	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
利用人員	人	
利用目的		
□誓約等 (誓約等を する場 合 は、□にレ 印を記入す ること。)	<p>1 この申請による利用は、暴力団の利益となるものではありません。</p> <p>2 この申請による利用が暴力団の利益となると認められた場合、その許可が取り消さ れても異存はありません。</p> <p>3 私(団体である場合には、その役員を含む。)が暴力団員等(※)又は暴力団であるか 否かについて警察当局へ情報照会を行うこと及び警察当局から情報提供を受けるこ とを承諾します。</p> <p>※暴力団員等:暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</p>	

注 申請者が団体である場合は、その役員の役職名、住所、氏名(ふりがなを付す。)及び生年月日を記載した書類を添付すること。

担当者氏名

担当連絡電話番号

第2号様式(第3条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所  
氏 名 印  
〔団体にあっては団体名及び代表  
者者の氏名〕

山梨県立富士ふれあいセンター利用変更承認申請書

年 月 日付けで許可のあったことについて、その利用の内容を次のとおり変更したいので承認願います。

許可を受けた施設名	
許可を受けた利用日時	
変更の内容	
変更の理由	